

No.	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
1	農地の定義の明確化	農地法第2条第1項にて定義されている「農地」について、その基準を明確化、統一化すべきである。	農地に関する明確な定義がないため、例えば農地と認められた農業用ハウスに設置されている「前室」（灌水装置やPC等環境制御システムの制御機器、原水タンク、肥料等の栽培資材の保管ならびに栽培のための作業をする施設）の取り扱いが自治体により異なっており、ある地域では「農業用施設」と判断され、外壁の変更等、追加の手間・費用負担が生じたケースがある。	農地法第2条第1項
2	農地所有適格法人の構成員・議決権要件の緩和	農地所有適格法人の設立に必要な要件のうち、構成員・議決権に関する要件「農業関係者（常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協等）の議決権が総議決権の1/2を超えること」を緩和し、1/2未満であっても農地所有を認めるべきである。	農地所有適格法人には、事業、構成員・議決権、役員等に関する要件が定められている。このうち、構成員・議決権要件は、農業関係者の議決権が総議決権の1/2を超えるものであることが定められている。 しかし、農業関係者は資金力が乏しいためにこの要件が充足できないケースがあり、農業への新規参入や農業者の法人化等が進まない一因となっている。また、一般企業としても、リース方式による農業参入が認められているものの、農地の返却を求められるリスクへの不安を持つ事業者が多く、計画的・継続的な取組みを進めるため、リース方式ではなく農地所有により農業に参入したいとのニーズがある。現在、国家戦略特区に指定されている兵庫県養父市にて、農地所有適格法人の要件を満たさない企業による農地所有権取得を認める試験的な事業が行われており、複数の企業が構成員・議決権要件の緩和を適用して農業に参入しており、養父市は「本事業が全国展開できれば大きな効果がある」としている。 この要件緩和により、農業規模拡大による生産性向上や六次産業化の促進につながるほか、生産者の高齢化や後継者不足に対応した新たな担い手の確保が期待できる。	農地法第2条第3項二
3	農業用施設基準の緩和	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号において定義されている「農業用施設」について、生産等に必要なデータの集約施設やオペレーター室、従業員の着替え等に利用する施設も該当するよう、定義を緩和すべきである。	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号において、「農業用施設」は、「農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設」（畜舎、温室、農産物集出荷施設など）、「農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設」（たい肥舎、農機具収納施設など）、「耕作又は養畜の業務を営む者が設置し、及び管理する 1 製造・加工施設 2 販売施設（ともに一定の条件有り）」及び「廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設」と定められている。 このため、生産等に必要なデータの集約施設やオペレーター室、従業員の着替え等に利用する施設（シャワー室やトイレ等）については「農業用施設」と認められず、市街地に介在する農地を除き、農地に設置することができないケースがある。企業や大規模法人による農業を想定した規定へと緩和すべきである。 この緩和が実現すれば、農地の柔軟な活用が進み、生産性向上につながる。	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号
4	農業用施設における建築基準法の適用基準緩和	農業用施設について、指定建築材料の使用に関する基準を緩和すべきである。	農業用施設は、被覆資材がビニール等で取り外しが容易なものを除いて建築基準法上の建築物とされるため、建築基準法上の第37条で定める指定建築材料を使用しなければならない。これらの基準が適用される。この結果、過大にコストがかかるとともに、採光性の悪化による収量・品質の低下といった問題が発生しており、生産性が著しく損なわれている。	建築基準法第2条第1号、第37条
5	指定数量未満の危険物の貯蔵等に関する市町村間の差異の是正	指定数量未満の危険物の貯蔵、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準について、各市町村での差異を是正すべきである。	指定数量未満の危険物の貯蔵、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、消防法第9条の4において、市町村条例で定めることとされており、設置における基準が各市町村で異なっている。この結果、園芸施設の燃料貯蔵タンク設置時にある市町村では設置が認められた施設が他の市町村では認められないといった問題が発生し、コスト高の要因となっている。	消防法第9条の4

No.	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
6	気象予報業務の定義の変更	気象業務法第2条第6号にて定義されている「予報」業務のうち、自社の技術を用いた気象データをもとにしたシステム等の販売については「予報」業務にあたらぬものとすべきである。	<p>「予報」とは、気象業務法第2条第6号において、「観測の成果に基づく現象の予想の発表」と定義されており、具体的には「『時』と『場所』を特定して、今後生じる自然現象の状況を、観測の成果を基に自然科学的方法によって予想し、その結果を利用者（第三者）へ提供することとされている。この予報業務は国民生活や企業活動等と深く関連しており、技術的な裏付けの無い予報が社会に発表されると、その予報に基づいて行動した者に混乱や被害を与えるなど、社会の安寧を損なう恐れがあることから、気象業務法第17条において、「気象庁以外の者が気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水の予報の業務（以下「予報業務」という。）を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならない。」と定められている。</p> <p>このため、天気予報が目的ではなくとも、自社技術により取得した気象予報データを提供する、またはその分析を通じて具体的な農作業等のアドバイスやコンサルタントを行うことも「予報」と位置付けられてしまい、当該業務を行うためには予報業務の許可を受けなければならない。</p> <p>しかし、こうしたデータ提供等の業務が社会の安寧の損傷に直接影響するとは考えにくい。</p> <p>むしろ、当該業務を「予報」に該当しないとすれば、気象データの利活用が促進され、農産物の生産性向上につながる。</p>	気象業務法第2条第6号
7	効率的・効果的な食品表示基準見直しの実施	食品表示の頻繁な見直しを避け、十分な期間をとって一括した見直しを行うとともに、原料原産地や、厚生労働省の安全性審査を受けている遺伝子組み換え表示等、安全に関わらない表示については表示義務の対象から外すべきである。	<p>食品表示制度の見直しは、2015年4月の食品表示法による栄養成分表示義務化等の大幅見直し後も、2016年4月の製造所固有記号制度の見直し、2017年9月の加工食品の原料原産地表示制度の見直し、遺伝子組み換え表示制度の見直し、今後検討の開始が予定されている食品添加物表示制度の見直し等、頻繁に行われており、食品製造業者にとって過度の負担を与えている。</p> <p>また、これらの表示義務化により、情報量が増えることで表示の視認性が低下し、アレルギー表示をはじめとした安全に関わる表示が見落とされかねない。</p>	食品表示法第4条、内閣府令第10号「食品表示基準」第2章第1節第1款第3条
8	食品表示基準違反に際しての「指示及び指導並びに公表の指針」の見直し	食品表示基準違反に際しての指針となる「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」において、安全性に関わらない単純ミス時の商品の撤去等の規定を緩和すべきである。	食品表示上の単純ミスであっても、商品の撤去等により事実上の自主回収を行わなければならないため、食品製造業者の自主回収は年間700~800件に上り、事業者にとって多大なコストとなると同時に、フードロスにもつながっている。	食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針
9	でん粉の価格調整制度の見直し	国内生産者保護のために設けられているでん粉の価格調整制度について、将来的な廃止も念頭に見直すべきである。	<p>でん粉の原料は、輸入トウモロコシから製造されたコーンスターチ、或は国内産芋でん粉であるが、コーンスターチと国内産芋でん粉には、大幅な内外価格差が存在する。</p> <p>このため価格の安い輸入トウモロコシ等から「調整金」を徴収し、国内の馬鈴薯・甘藷生産者や国内産芋でん粉製造業者保護のための財源として使われている。</p> <p>当業界は、コーンスターチを工業用薬品として使用しているが、企業がコーンスターチメーカーと価格交渉を行う場合、本制度があるために価格が一定水準以下とはならず、企業の国際競争力が低下する事態を招いている。</p>	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律